

③茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要	市の考え方
1	1 基本理念	子どもの保育を受ける権利を明確に規定してください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
2	2 基準の向上	子どもの発達保障にふさわしい水準を確保してください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
3		学童保育は、子どもが集団で育つ場です。学童の時間を安全にすごせる条例をつくってください。	
4		しっかりとした制度化の下、子どもたちの命と安全が守られ、成長発達がなされるようにしてください。	
5		小学生が放課後を豊かに過ごせる基準にしてください。	
6	2 基準の向上	国の基準はあくまで最低基準なので、国の基準に準じるのではなく、茨木市は全自治体のトップを目指し、育児しやすいしくみをつくってください。	国の基準に沿って条例に規定し、市として放課後児童健全育成事業の向上に努めてまいります。
7		国の基準は最低基準です。国基準どおりではなく茨木独自のよりよい条例化を望みます。	
8		国の基準に沿うだけでなく、茨木市として包括的な方針を打ち出し、よりよい基準をつくってください。	
9		きちんと次代を担う子どもたちに責任を持って、質を下げないようにしてください。	
10		「2 基準の向上」、「3 放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上」の項目より、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させてください。市町村は、最低基準を常に向上させるように努めてください。	

通番	項目	意見の概要	市の考え方
11	3 放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上	公立小学校にある学童保育にも民間の学童保育にも関係する条例ではありますが、市が運営する学童保育室は、可能なかぎり今の水準のままで運営してください。	国の基準に沿って条例に規定いたしますので、条例化により現在の基準、運営内容等が低下することはないと考えております。
12		学童は今のままでの運営を望みます。	
13		現状の環境を下回らないような制度にしてください。	
14		現状の基準、運営内容を下回ることなく運営してください。	
15		現状の基準を守ってください。	
16		茨木市の学童保育行政を改善し、充実させてください。まして後退させることがあってはなりません。	
17	3 放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上	茨木市における学童保育の歴史と伝統、実績等を引き継ぎ、これまでの取り組みと水準を維持、向上させてください。	現在、市が設置している学童保育室の運営につきましては、これまでの水準を低下させることがないよう努めてまいります。
18	4 一般原則	子どもたちが安全に過ごせる場をつくってください。	国の基準に沿って児童の健全な育成に努めるよう条例に規定いたします。
19		安心して働きに出られるよう、保育体制を整えてください。	
20		学童保育は児童福祉です。子ども1人1人の支援を積極的に行う規定を盛り込んでください。	
21	4 一般原則	共働き家庭が安心して働けるようなシステムを維持してください。	国の基準に沿って児童の健全な育成に努めるよう条例に規定し、共働き家庭だけでなく、学童保育室を利用されるすべての保護者が安心して児童を預けられるよう努めてまいります。
22	4 一般原則	厚生労働省令第63号の「放課後児童健全育成事業の一般原則」を条例でも明確に規定してください。	ご意見のとおり、国の基準に沿って一般原則を条例に規定いたします。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
23	4 一般原則	市民への説明責任を果たす観点から、条例化の意義、目的をわかりやすく丁寧に説明してください。	子ども・子育て支援新制度につきましては、既に7月に新制度に関するリーフレットを市内全戸に配付いたしております。また、9月の広報誌で詳しい内容を掲載するとともに、9月下旬に説明会を開催する予定です。 なお、学童保育利用者への周知等につきましては、今後検討いたします。
24		新制度で何がどのように変わるのか、丹念に説明してください。	
25		制度に関する周知、広報を徹底してください。	
26		制度の変更については、子どもや保護者が混乱しないよう、事前に十分な準備と説明をしてください。	
27		保護者や施設関係者など、関わる者全てにわかりやすい説明と十分な議論の場をつくってください。	
28	5 非常災害対策	防犯・防災について責任を明記してください。	非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、国の基準に沿って条例に非常災害対策を規定し、定期的な訓練を行ってまいります。
29	7 職員の知識及び技能の向上等	指導員の研修による人材育成をしてください。	職員に対する研修を充実させるとともに、国の基準に沿って知識及び技能の修得、維持、向上に努めるよう徹底いたします。
30	7 職員の知識及び技能の向上等	これから増加傾向にある発達障害等の子どもたちに対応できる知識をつけるため、指導員の研修を勤務時間内に実施してください。	研修については、今後とも充実に努めてまいります。
31	8 設備の基準	生活の場にふさわしい施設・設備を設けることを規定してください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
32		継続的かつ専用の施設にしてください。	
33		「生活の場」「あそびの場」「静養の場」「設備・備品」の項目に分けて基準設定を行ってください。	
34		専用区画の面積は1.65㎡以上とし、生活の場として確保してください。	
35		「ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」の文言はあいまいな表現であり、基準として明確ではないので削除してください。	
36	8 設備の基準	学童保育室は、通っている小学校の校舎内か、せめて敷地内に置いてください。	市が設置する学童保育室につきましては、学校敷地内での実施に努めてまいります。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
37	8 設備の基準	中条学童保育室は平成22年度以降、定員の大幅な超過が常態化しています。基準案を設置し、学童保育の質の向上を図ることは非常にありがたいですが、それ以前の問題として、定員の増加と最低限の受け入れ態勢の整備をお願いします。量的拡充が実行されて初めて、質的拡充の段階に移行できるものと考えます。	市が設置する学童保育室につきましては、学校と連携し、量的拡充が図れるよう努めてまいります。
38	8 設備の基準	福井学童保育室と西学童保育室は、保育室内もしくは近くにトイレがありません。トイレの新設は難しいかと思いますが、学童保育室を小学校の空き教室に移設することでトイレの問題を解消することはできないでしょうか。	市が設置する学童保育室につきましては、学校と連携し、学童保育室の設備改善に努めてまいります。
39	8 設備の基準	プレハブの保育室は、職員室からも遠く、不審者等の対応では苦慮されていると聞いています。また、人数がふえると、ロッカー等が不足し、児童の利用に支障が出ると心配しております。小学校内に移設することで問題が解消できるかと思いますが、ご検討いただけないでしょうか。	市が設置する学童保育室につきましては、学校と連携し、学童保育の実施場所について検討いたします。
40	8 設備の基準	パーテーションで区切るような学童にしないでください。	専用区画については国の基準に沿って整備いたします。
41		つめ込んで待機児0にすればいいのではなく、子どもが遊べる十分なスペースをつくってください。	
42	8 設備の基準	「おおむね」等のあいまいな表現はやめてください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
43	9 職員	「類似する事業に従事した者」の表記は、指導員の水準をあいまいにし低下させるおそれがあるので削除してください。	ご指摘の表記が放課後児童支援員の水準をあいまいにし、低下させるおそれがあるとは考えておりませんことから、削除する考えはありません。
44	9 職員	指導員は、現状どおり1教室につき任期付指導員を2人配置し、本市学童保育指導員として2年以上任期付職員と同程度の勤務に従事した者としてください。	市が運営している学童保育室の指導員配置につきましては、現行どおり配置する予定です。
45	9 職員	「支援員」という表現では保育の保障が守られるか不安です。きちんと資格を持った指導員を配置してください。	「放課後児童支援員」という名称につきましては国が規定したものでありますが、市が運営する学童保育指導員は国の基準に沿った職員配置をいたします。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
46	9 職員	有資格者は2人以上配置としてください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
47		児童の適正な集団規模は、児童の情緒面への配慮や安全性確保を最優先すべきであり、規定はおおむね40人までとし、40人を超える場合の例外は設けないでください。	
48		「おおむね」は適用せず「40人以下」としてください。	
49	9 職員	「ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」の文言は削除してください。	ご指摘の文言は、国が児童の健全な育成に配慮した上で規定していることから、削除することは考えておりません。
50	9 職員	保育士、教員、社会福祉士の資格を持つ指導員を、1教室に3人は配置してください。	職員については、保育士、教諭、社会福祉士等の資格を有する者だけでなく、国の基準のいずれかに該当する職員を配置いたします。なお、職員数につきましては、学童保育室の状況に応じ、適宜判断いたします。
51	9 職員	支援単位については、子どもが安全かつ健全に生活できる単位にしてください。	支援の単位は、国が児童の健全な育成に配慮した上で規定していることから、国の基準に沿って条例に規定いたしますが、児童の集団の規模につきましては、経過措置を設けて実施する予定です。
52		設置単位につき2人という国の基準は、おおむね40人程度の規模を想定して定められているもので、100人近い児童が在籍している学童保育室は設置単位2又は3か所と考えるべきです。	
53		早急に40人以上の児童のいるところは分割してください。	
54	9 職員	小学校低学年の子どもは、まだ1人で過ごすことに慣れておらず、生活に必要な知識も経験もほとんど持っていません。国として、未来の健全な人材を育てていくという意味でも学童保育の場はとても大切です。指導員1人当たり10人を最大として無理のない配置をしてください。	国の基準に沿って児童の健全な育成に配慮した職員数を配置いたします。
55		子どもの安全に配慮し、健やかな生活に支障を及ぼさない指導員数にしてください。	
56	9 職員	定員の基準を定めたことにより、入室希望者を切り捨てることはしないでください。これまでどおり希望者全員を受け入れた上で基準に適合するよう環境を改善してください。	市が運営する学童保育室につきましては、学校敷地内での実施のため、学校と連携し、場所の確保に努め、職員を配置したいと考えております。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
57	9 職員	厚生労働省令第63号の第10条3-9の制定は、明らかに学童の質を下げることにつながるので、茨木市の条例からは省いてください。	ご指摘の表記が学童保育の質を下げるとは考えておりませんことから、削除する考えはありません。
58	9 職員	一支援単位について、経過措置を行う期間（期日）を定めてください。	ご意見を踏まえ、条例に経過措置を規定いたします。
59	17 開所時間及び日数	開所する日数は、1年につき250日以上ではなく、働く保護者の労働実態に合わせ、291日以上としてください。	小学校の授業の休業日、その他、茨木市の状況を考慮し、開所する日数は1年につき250日以上としたいと考えております。
60	17 開所時間及び日数	学校の休業日：1日につき8時間、学校の休業日以外：1日につき3時間では不足しています。保護者の労働時間、休憩時間、通勤時間を合計すると、11時間以上の開所時間としてください。	開所時間は国の基準に沿って条例に規定いたしますので、11時間以上とする考えはありません。
61	18 保護者との連絡	保護者支援の観点から、保護者とは情報提供だけでなく、積極的に支援する規定を盛り込んでください。	事業の目的に沿って、保護者との密接な連絡に努め、理解と協力を得るよう努めたいと考えております。
62	18 保護者との連絡	保護者会活動を積極的に支援する規定を盛り込んでください。	事業者と保護者との密接な連絡は重要と考えておりますが、保護者会につきましても任意加入であることも踏まえ、保護者会活動を支援する規定を設ける考えはありません。
63	19 関係機関との連携	学校との連携が十分ではないので、定期的に指導員、学校、保護者が意見交換したり要望を出したりする機会を設けてください。	市が設置している学童保育室につきましては、学校敷地内に設置していることから、特に学校との連携は大変重要と考えておりますが、具体的に関係機関とどのように連携すべきかについては、今後検討いたします。
64	19 関係機関との連携	学童の登下校時における見守りや災害時の対応強化のため、地域や学校との連携を図ってください。	学校や地域の協力なくしては事業の運営はむずかしいと考えております。今後とも、学童保育を支援していただけるよう、さらなる連携を図ってまいります。
65	20 事故発生時の対応	事故発生時の医療機関との適切な連携を規定してください。	事故発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員研修の充実に努めますが、具体的な医療機関との連携につきましては規定する考えはありません。
66	21 職員の経過措置	経過措置については期限と具体案を明記してください。	職員の経過措置につきましては、国の基準に沿って条例に期限を規定いたします。なお、都道府県知事が行う研修について、現在のところ明確なガイドラインが示されておりませんことから、具体案を明記することはむずかしいものと考えております。